

平成 30 年度法人後見支援事業 成年後見制度に係る実態調査(市町村向け)まとめ

成年後見制度の利用の促進に関する法律により「市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。」と提示されました。

この度、圏域内の成年後見制度に対する取り組みを知り、よりよい連携を図ることを目的として実態調査を行うことにしました。

1. 調査対象	茨城県県央地域定住自立圏担当部署
2. 調査内容	1. 市町村担当課の基本情報 2. 広報機能 3. 発見・相談機能 4. 任意後見に関する支援 5. 親族・職業後見に関する支援 6. 法人後見 7. 家庭裁判所との連携状況 8. 報酬助成 9. 市町村の取り組み等
3. 回答数	14 件 ※回収率 100%

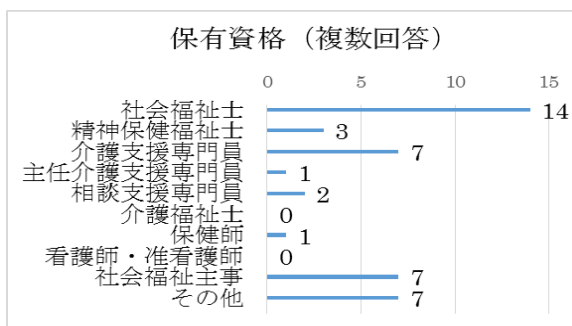
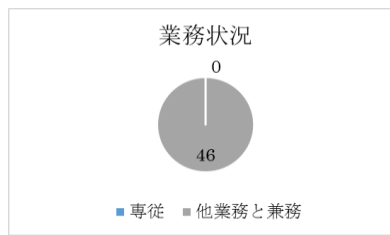
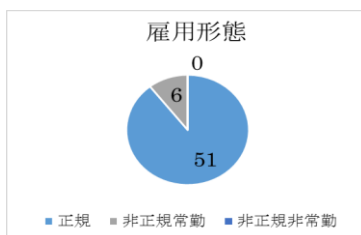
■調査内容は下記の通り（記述回答に関しては（原文（[ママ]）未記入の回答もあるため、合計数が合わない場合があります。また、市町村により担当課が複数個所場合があります。

【1. 市町村担当課の基本情報】

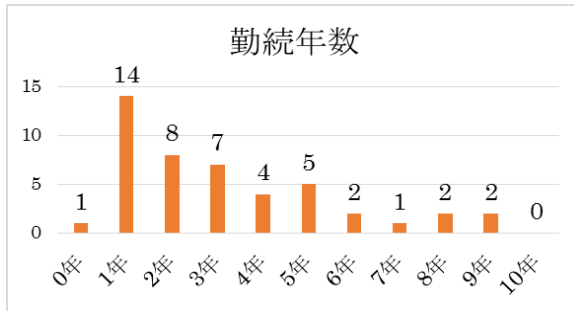
（1）市町村担当課の職員体制

◆職員の状況

雇用形態は、正職員が多く、他業務と兼務している。



保有資格は「社会福祉士」が一番多い。



勤続年数は1年が一番多い。

(2) 成年後見制度に関する取り組みについて、市町村担当課において実施しているもの、市町村担当課以外で実施しているもの。(両方で実施しているものを含む複数回答)

「市町村担当課で実施しているもの」、「市町村担当課以外で実施しているもの」いずれも、「②成年後見制度の相談」が一番多かった。

項目	市町村担当課	市町村以外
①成年後見制度に関する広報・啓発	9	7
②成年後見制度の相談	13	8
③成年後見の首長申立て支援	13	5
④成年後見申立て支援（首長申立て以外）	11	7
⑤後見受任調整	2	3
⑥市民後見人の養成	5	2
⑦市民後見人への支援	1	2
⑧親族後見人等，地域の後見人への支援	1	0
⑨後見監督人の受任	0	1
⑩法人後見の受任	1	2
⑪成年後見制度に関する調査研究	1	1
⑫その他	0	0
合計	57	38

【2. 広報機能】

(1) 成年後見制度に関する広報事業・取り組みについて、市町村担当課において実施しているもの（複数回答）

「3. パンフレットの作成・配布」に関しては、水戸市のみが独自で作成したパンフレットを活用している。他市町村は定住自立圏で作成したパンフレットを使用している。

	項目	回答数	割合
1	定住自立圏に係る住民向け学習会の開催	7	23%
2	その他の学習会，セミナー，講座等の開催	2	7%
3	パンフレットの作成・配布	10	33%
4	ホームページによる周知	5	17%
5	SNSによる周知	0	0%
6	広報誌等による周知	3	10%
7	その他	3	10%
8	特に広報に関する取り組みは行っていない	0	0%
	合計	30	100%

「7. その他」の具体的内容

- ・出前講座
- ・福祉まつりにて

【3. 発見・相談機能】

(1) 成年後見制度による支援を要する人の早期発見に関する調査等について、貴機関で実施しているもの

ニーズ調査をしていないという回答が多数だった。

1	成年後見制度による支援を必要とする人の発見を主目的としたニーズ調査や実態調査を実施している	0
2	上記以外の調査等で、権利擁護・成年後見を必要とする人が見つかった場合に、個別にケース対応している	2
3	その他→具体的に	0
4	特別なニーズ調査や実態調査は実施していない	13

(2) ①市町村担当課における、成年後見制度に関する平成29年度の相談件数

「2～4」は「1」の延べ件数の内訳（内訳は複数回答有）

「1相談件数」110件のうち、77件は水戸市。「0件」という回答が6担当課あった。

1	相談件数（延べ件数）	110
2	成年後見制度に関する相談件数	98
3	成年後見制度申立に関する相談件数	27
4	日常生活自立支援事業に関する相談件数	14

②平成29年度の成年後見制度に関する新規相談時の相談者について、件数を記入。

相談経路としては、「2 親族」からの相談が多いことが分かった。

	項 目	回答数	割 合
1	本人	15	14%
2	親族	70	64%
3	機関（権利擁護・成年後見担当以外）	0	0%
4	市町村行政	2	2%
5	地域包括支援センター	3	3%
6	居宅介護支援センター（ケアマネジャー）	12	11%
7	居宅サービスセンター	0	0%
8	相談支援センター等の障害者相談支援機関	0	0%
9	医療機関	1	1%
10	社会福祉法人・社会福祉施設	5	5%
11	民生委員・児童委員	0	0%
12	近隣住民	1	1%
13	その他	1	1%
14	不明	0	0%
	合 計	110	100%

③首長申立要請及び首長申立手続について

申立手続について10件以上の市町村担当課が2ヶ所、その他の担当課は2件未満であった。

1	首長申立要請件数（延べ件数）	20
2	首長申立手続件数（延べ件数）	30

【4. 任意後見に関する支援】

(1) 任意後見に関する支援の取り組みについて市町村担当課で実施しているもの（複数回答可）

任意後見に関する支援は少ない傾向にあることが分かった。

	項 目	回答数
1	任意後見に関する情報提供	7
2	任意後見の相談	5
3	任意後見の申し立て、契約・登記、後見監督人選任の申し立て等の手続きに関する支援	1
4	その他	0
5	関連する支援は実施していない	6
	合 計	19

【5. 親族後見・職業後見に関する支援】

(1) 親族後見人・職業後見人への支援の取り組みについて貴機関で実施しているもの（複数回答可）

任意後見同様、親族後見及び職業後見人への支援も少ない傾向にある。

	項 目	回答数
1	成年後見制度に関する情報提供	3件
2	交流会、勉強会等の開催	0件
3	個別相談	4件
4	その他の支援を行っている→具体的に	0件
5	関連する支援は実施していない	7件
	合 計	14件

(2) 親族後見人・職業後見人への支援の取り組みをすすめるうえで、貴機関における課題となっていること

1	葬儀など一般的な手続きについても相談に来ることがある。金銭面での支援を役所に求められることがあるが、制度上できないことがある。
2	成年後見人に入院等での身元保証人を頼めるのかとの依頼があるが、できないことを証明する。
3	市町申立において受任した後見人等への情報提供等の支援にとどまっていること。
4	単身世帯や身寄りのない高齢者等の増加により、本人の世話をしたり、また必要な時に後見の申立てをすべき親族が見あたらないケースが増えており、どのような支援をしていくか苦慮している。

【6. 法人後見】

(1) 当該市町村では法人後見受任団体があるか

	項 目	回答数
1	平成 30 年 7 月末現在, 受任依頼した団体がある	4
2	平成 30 年 7 月末現在, 受任依頼した団体はないが, 過去に受任依頼実績がある	0
3	法人後見の受任団体はあるが, 受任依頼実績はない	1
4	法人後見の受任団体はないが, 体制構築に向けた準備・検討作業を行っている	1
5	法人後見の受任団体はなく, 当面は体制構築の予定もない	7

【1「平成 30 年 7 月末現在, 受任依頼した団体がある」と答えた市町村へ質問】

(2) 市町村担当課における平成 30 年 7 月現在の法人後見受任依頼件数等について

- ①市町村担当課における平成 30 年 7 月現在の法人後見受任依頼件数
- ②市町村担当課において法人後見受任依頼した方の主な障害分類

	高齢者	知的障がい者	精神障がい者	その他
後 見	5 件	3 件	0 件	0 件
保 佐	0 件	0 件	0 件	0 件
補 助	0 件	0 件	0 件	0 件
任 意	0 件	0 件	0 件	0 件
合 計	5 件	3 件	0 件	0 件

③市町村担当課における法人後見受任団体依頼要件について該当するものに記入

	項 目	回答数
1	適切な後見人等候補者がいないこと	2
2	首長申立てであること	3
3	生活保護受給世帯あるいは住民税非課税世帯等十分な資力がないこと	2
4	申立て時に日常生活自立支援事業の利用者であること	2
5	本人の希望があること	0
6	親族等の希望があること	0
7	複雑な生活課題を有すること	0
8	その他→具体的に	0
9	特に受任要件は定めず, 必要に応じて受任依頼している	0

【7. 家庭裁判所との連携状況】

(1) 市町村担当課が成年後見の取り組みを進めるにあたって, 日頃から家庭裁判所と連携しているか

	項 目	回答数
1	連携している	2
2	特に連携していない	12
	合 計	14

・・具体的内容については, 無回答

【8. 報酬助成】

(1) 報酬助成の有無について

報酬助成について「無」と回答した担当課が2ヶ所あった。

	項 目	回答数
1	有	12
2	無	2
	合 計	14

「1. 有」と回答した市町村について①「助成対象要件」の具体的内容

1	市長申立案件であるということ。
2	市長申立て案件であること。
3	①生活保護被保護者、②中国残留邦人等の永住帰国後の自立支援対象者、③次の要件を全て満たす者:個人市民税非課税、世帯収入が最低生活費額に満たない場合(生活保護被保護者以外の特別養護老人ホーム等入所者)、活用できる資産を有さない
4	(1) 本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者であること。 (2) 市長が審判請求をした成年被後見人等であること。 (3) 生活保護法に基づく被保護者、市町村民税非課税の者又は成年被後見人等の財産等を勘案し成年被後見人等に対し報酬を助成することが必要であると市長が認めた者のいずれかであること。
5	市が申立てを行う者のうち、申立てに要する費用の補助を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある者、または、生活保護法による被保護者
6	・市内に居住し住民基本台帳に登録されている者 ・被保護者である場合
7	(1)成年後見人等に関する支援を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある場合。 (2)生活保護法第6条に規定する被保護者である場合。 (3)成年後見人等に対する報酬を負担することで、生活保護法第6条に規定する被保護者となる場合。
8	無回答
9	町が申立てを行う者のうち、被後見人等が生活保護法の被保護者であることなど
10	町長が後見開始等審判の申立てを行い、家庭裁判所において成年後見人等が選任された者で、次の各号のいずれかに該当するもの。 (1) 成年後見人等の報酬の全部又は一部について助成を受けなければ、成年後見人制度の利用が困難な状況にあるもの (2) 生活保護を受けているもの (3) その他町長が助成の必要があると認めたもの
11	被後見人等が生活困窮者であること。 被後見人等が該当町在住であること。

12	被後見人が生活保護受給者または、村民税非課税者。 被後見人が村内在住者。
----	---

「1. 有」と回答した市町村について②「助成額」を記入

圏域内の助成額は基本的に同一であることが分かった。

1	申立費用，報酬額（施設入所 18,000 円 在宅 28,000 円）
2	申立費 報酬額（施設入所・入院中 18,000 円 在宅 28,000 円）
3	家庭裁判所が決定する報酬額とするが，施設入所者：月額 18,000 円，在宅で生活している者：月額 28,000 円を上限とする
4	助成金の額は，成年後見人等の報酬付与の審判申立て審判により家庭裁判所が決定した報酬金額の範囲内とする。ただし，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める額を限度額とする。 (1) 成年被後見人等が月の初日から末日まで社会福祉施設等に入所等している場合 月額 18,000 円 (2) 前号以外の場合 月額 28,000 円 市長が審判請求を行う場合において，家事事件手続法に規定する審判費用は，当該審判請求に係る審判請求対象者が負担するものとする。ただし，市長は，必要と認めるときは，当該審判費用を当該審判請求対象者に代わり支弁することができる。
5	報酬額，申立費用は，家庭裁判所が決定した額を補助する。
6	・報酬額は月額 28,000 円を上限とする。 ・申立費用は助成対象になる。
7	報酬額，申立費用ともに助成の対象。 報酬についての助成額は，家庭裁判所が決定した金額の範囲内とし，月額 2 万 8,000 円を上限とする。
8	報酬額（在宅）月額 28,000 円以内，（施設）月額 18,000 円以内 申立費用の助成 有
9	成年後見人等報酬助成の対象となる額は，成年後見人等に対する報酬付与の審判により家庭裁判所が決定した額に相当する額とし，次の各号に掲げる区分に応じ，それぞれ当該各号に定める額を限度とする。 (1) 対象者の生活の場が在宅の場合 月額 28,000 円 (2) 対象者が施設入所又は長期入院の場合 月額 18,000 円
10	成年後見人等に対する報酬付与の審判により家庭裁判所が決定した額に相当する額とし，下記の区分に応じ，定める額を限度とする。 (1) 対象者の生活の場が在宅の場合 月額 28,000 円 (2) 対象者が施設入所又は長期入院の場合 月額 18,000 円

【9. 市町村の取り組み等】

(1) 国の成年後見制度利用促進基本計画が示されたことを受け、現在の市町村の状況について

各市町村において、基本計画策定等、まだまだ検討中である。

	項 目	回答数
1	市町村の基本計画の策定をすすめている	1
2	市町村の基本計画の策定を検討中	6
3	市町村の基本計画の策定は未定	7
4	その他	0
	合 計	14

・・・平成33年4月までに策定

(2) ①権利擁護支援の地域連携ネットワークについて、予定されている圏域について記入

	項 目	回答数
1	市町村を対象圏域とする予定	0
2	複数の市町村を対象圏域とする予定	2
3	対象圏域は未定／明らかにされていない	12
4	その他	0
	合 計	14

「1」又は「2」を選択した機関

②対象圏域が明らかになっている市町村では、ネットワーク整備の時期を記入

	項 目	回答数
1	平成 年 月までにネットワークを整備予定	0
2	時期は未定／明らかにされていない	2
	合 計	2

(3) ①権利擁護支援の地域連携ネットワークに参画する予定の機関・団体は明らかにされているか

	項 目	回答数
1	明らかにされている	0
2	明らかにされていない／不明	14
	合 計	14

②地域連携ネットワークの中核機関を担う機関・団体が明らかになっていれば記入

○圏域内、どこの市町村も明らかになっていない。

③市町村担当課が地域連携ネットワークの中核機関を担うことについて課題となる事項について記入

1	①高齢者（高齢福祉課）、障がい者（社会福祉課）への対応が課の縦割りになっている点。権利擁護という視点で総合的な相談支援ができる中核機関設置が出来るかどうかという点。 ②市内に法人後見を実施する法人が無い点。隣接市町村との連携も視野に入れながら計画を作成することを検討中。
2	地域連携ネットワークを1市町村単独で構築することは困難であり、複数の市町村でネットワークを構築することが望ましいと考えます。その枠組みの中で、中核機関をどうするかを検討すべきと考えます。
3	人員不足

(4) ①市町村担当課として、地域における成年後見制度の利用促進をどのように捉えているかや、管内における成年後見制度利用促進体制の構築に向けた市町村の役割についての考えを自由に記入

1	年齢層や制度によって縦割りになっている現状を見直し、権利擁護の相談機能を含めた総合的に相談支援できるセンター（窓口）として、連携の拠点としての役割が担える中核機関を持った市の体制作りを計画に盛り込みたい。
2	定住自立圏成年後見支援事業や、市社会福祉協議会の法人後見サポート事業との役割分担を明確にしながら、本市の役割について検討していく考えです。
3	高齢化率が高くなっているのは、どこの市町村も同じことであり、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯で認知症を発症している方、あるいは障がい（精神・知的）をもっている方など、財産の管理や日常生活をする上で成年後見人は必要であると思われる。そのためにも、促進に向けた体制整備が重要であり、各団体との連携の構築が必要と考えるが、当町単独では難しいのが現状。
4	認知症高齢者や障害者等の権利を擁護するため、小規模自治体単独では困難な成年後見制度の効果的・効率的な運用を県央地域全体で図っていく。 そのために成年後見制度の利用促進や周知、専門機関との連携を積極的に行っていく。

②成年後見制度の利用促進にかかり、市町村担当課が課題としている事項がありましたら記入

1	基本計画に係る中核機関等の整備について市としての方針決定、定住自立圏との整理
2	基本計画に係る中核機関等の整備について市としての方針決定、定住自立圏との整理
3	年齢層や制度によって課ごとに権利擁護業務が縦割りになっているところをどのように連携するかという点
4	利用促進も必要であるが、後見人の選任が決定した後、後見人への報酬が発生するが、報酬の支払能力がない方などが増えてくることが予想され、財政面での負担が増大することが懸念される。

